

# 鹿児島港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 31 年 3 月

鹿児島港港湾管理者

鹿児島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 5年 4月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成 5年 6月 港湾審議会第145回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年10月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成10年11月 港湾審議会第167回計画部会
- ・平成13年 2月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成14年 3月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成16年 5月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成16年 7月 交通政策審議会第11回港湾分科会
- ・平成18年 3月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成20年10月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成21年 2月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成22年 1月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成22年 3月 交通政策審議会第37回港湾分科会
- ・平成27年 5月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成27年 6月 交通政策審議会第60回港湾分科会
- ・平成28年 2月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成29年 5月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成30年 1月 鹿児島県地方港湾審議会
- ・平成30年 3月 交通政策審議会第70回港湾分科会

の議を経た鹿児島港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 木材取扱施設計画	2
2 専用埠頭計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	4
その他重要事項	5
1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	5
(1) 浚渫土及び建設発生土の有効利用	5
(2) 周辺環境への配慮	5

## 変更理由

- 1 輸入原木の取扱いの減少に伴い遊休化している港湾施設の有効活用を図るため、中央港区において、木材取扱施設計画を変更する。
- 2 県民や観光客の交流空間の形成を図るため、中央港区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 3 巡視船の係留施設整備に伴い、谷山二区において、専用埠頭計画及び土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 木材取扱施設計画

#### 1-1 中央港区

輸入原木の取扱いの減少に伴い遊休化している港湾施設の有効活用を図るため、以下の施設について計画を変更する。

#### 中央港区

物揚場 水深2 m 延長120 m [既設の変更計画]

既設  
物揚場 水深2 m 延長1,082 m

また、以下の既設の施設を削除する。

既設  
水面整理場 水深2 m 面積10 ha  
水面貯木場 水深2 m 面積10 ha

## 2 専用埠頭計画

### 2-1 谷山二区

巡視船の係留施設整備に伴い、専用埠頭を次のとおり計画する。

#### 谷山二区

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 450 m

[既設の変更計画]

水深 9 m 岸壁 8 バース 延長 1,440 m

[既定計画の変更計画]

#### 既設

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 450 m

#### 既定計画

水深 13 m 岸壁 4 バース 延長 1,600 m

## 土地造成及び土地利用計画

県民や観光客の交流空間の形成を図るため、中央港区において、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

また、港湾施設の計画に対応するため、谷山二区において、土地利用を次のとおり変更する。

### 1 土地造成計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
中央港区	(10) 10	(7) 7	(43) 43	-	(10) 10	-	(24) 24	(93) 93

注1 ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で数である。

注2 単数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

### 2 土地利用計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
中央港区	(18) 18	(13) 13	(47) 47	(14) 9) 149	(1 8) 18	(13) 13	(41) 41	(298) 298
谷山二区	(89) 89	(4) 4	-	(382) 382	(1 5) 15	(35) 35	(14) 14	(539) 539

注1 ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 単数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

## その他重要事項

### 1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

#### (1) 浚渫土及び建設発生土の有効利用

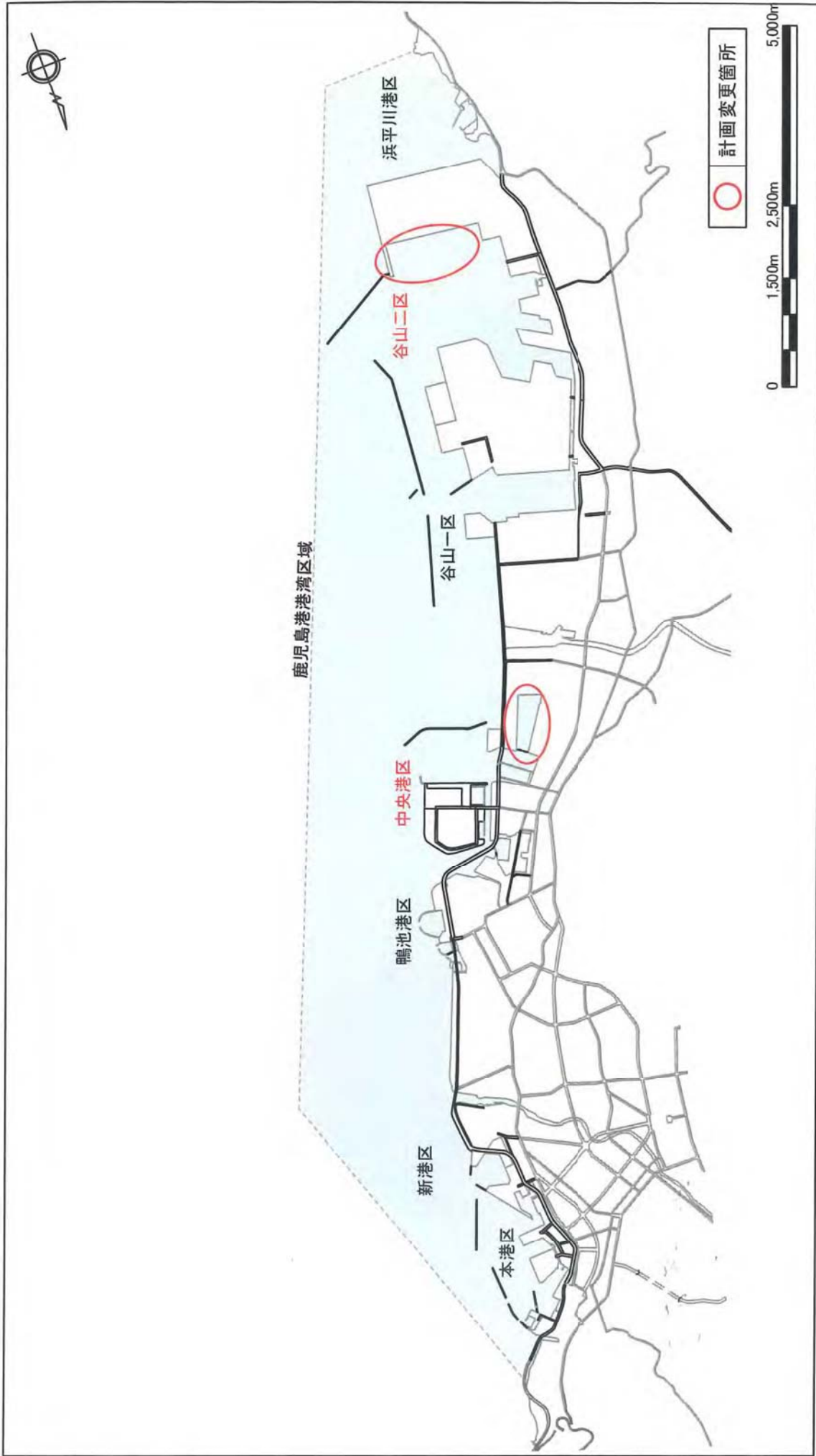
中央港区の土地造成においては、浚渫土及び道路などの公共事業において発生する建設残土の有効活用を図る。

#### (2) 周辺環境への配慮

中央港区の土地造成にあたっては、底生生物の生息域、生息環境の保全に配慮する。



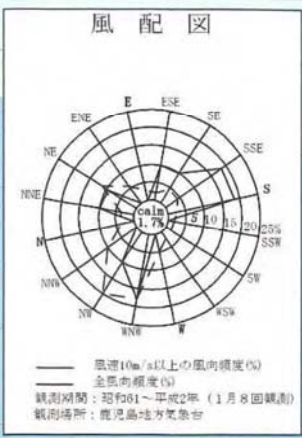
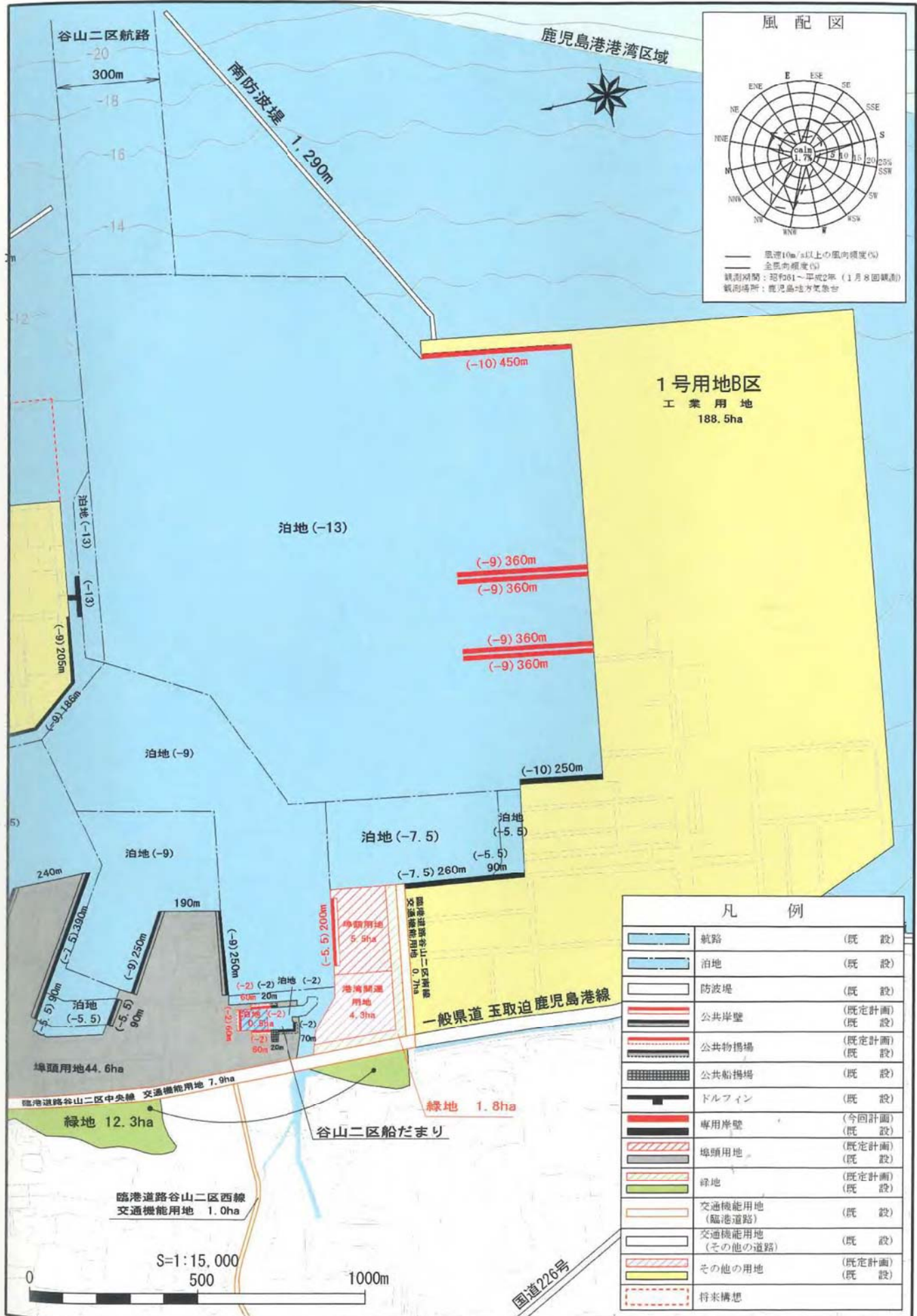
# 鹿児島港港湾計画位置図







# 鹿児島港港湾計画図（谷山二区）



凡 例	
	軌路 (既 設)
	泊地 (既 設)
	防波堤 (既 設)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共船揚場 (既 設)
	公共物揚場 (既定計画)
	公共船揚場 (既 設)
	ドルフィン (既 設)
	専用岸壁 (今回計画)
	公共岸壁 (既 設)
	埠頭用地 (既定計画)
	埠頭用地 (既 設)
	緑地 (既定計画)
	緑地 (既 設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既 設)
	交通機能用地 (その他の道路) (既 設)
	その他の用地 (既定計画)
	その他の用地 (既 設)
	将来構想



